

## 2日にわたって労働した場合の賃金支払基礎日数について

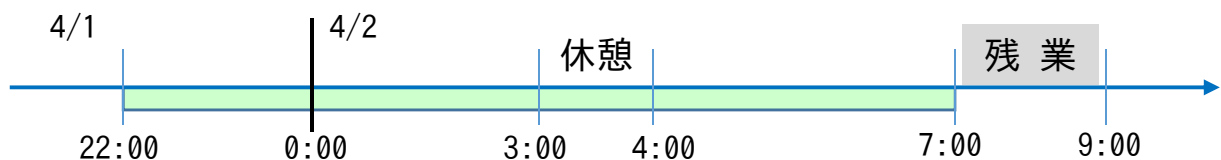
### 労働時間の考え方

雇用保険の賃金支払基礎日数の計算において、労働者が深夜労働に従事し、翌日にわたり、かつ、労働時間が8時間を超える場合には、これを2日として計算し、例え深夜労働を行って翌日にわたっても、労働時間が8時間を超えない場合には、これを1日と計算することとなっていますが、この場合の労働時間の解釈は「所定労働時間」となります。

### 賃金支払基礎日数の計算例

通常の日勤労働について、仮に時間外労働を行ったことによって「実労働時間」が翌日にわたり8時間を超える勤務になったとしても、暦日をもって翌日の労働と解釈することはできず、前日の「所定労働時間」の労働延長とみなし、賃金支払基礎日数を1日として計算することとなります。（例示1）

**例示1** 所定労働時間 22:00～翌7:00（8時間） → 1日



一方、変形労働時間制において「所定労働時間」が翌日にわたり、8時間を超えて勤務する場合は、賃金支払基礎日数を2日として計算することとなります。（例示2）

**例示2** 所定労働時間 22:00～翌9:00（9.5時間） → 2日

